佐世保市契約監理室契約課

解体工事に係る入札参加資格等について(お知らせ)

建設業法の改正により、建設業の許可に係る工種区分に平成28年6月1日から「解体工事業」が追加され、施行日時点で「とび・土工・コンクリート工事業」の許可を受けている業者については、平成31年5月31日まで経過措置が設定されました(詳しくは、国交省ホームページをご確認ください。)。本市における今後の解体工事に係る入札参加資格等については、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

1 平成31年4月1日以降に発注する解体工事は、本市の「解体」の登録業者が対象となります。

解体工事の入札に参加希望の方は、以下のとおり本市の登録工種「解体」に登録が必要です。

- 2 解体工事業の建設業許可を取得し、経営事項審査(以下「経審」という。)を受審してください。
 - ※ 本市では、「解体工事業」に技術者が配置されていないと「解体」に登録できません。また、完工高によっては、入札に参加できない場合があります。
- 3 入札参加資格申請(新規又は更新)時に、「解体工事業」について経審を受審した経営規模等評価 結果通知書総合評定値通知書(以下「経審結果通知書」という。)を提出してください。
 - ※ 更新の場合、解体に追加登録するためには、併せて変更届の提出が必要です。
- 4 平成30年度に本市に提出される経審結果通知書を含む更新書類に基づき、平成31年4月1日以降、「解体」に登録されます。
 - ※ 平成31年4月1日以降も随時、工種の追加は可能です。必要書類の提出月の翌月から「解体」 に登録されます。
- 5 「解体」については、格付は行いません。

以上

※ 国交省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000124.html

【問い合わせ先】

佐世保市契約監理室契約課(工事担当)

TEL: 0956-24-1111 (内線 3202~3204)

FAX: 0956-25-9624